



(代金の支払い)

第3条 発注者は、受注者の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(危険負担)

第4条 第1条第2項から第5項までの検査合格前に生じた当該修繕目的物についての損害は受注者の負担とする。ただし、発注者の責に帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。

(担保責任)

第5条 受注者は、当該修繕目的物の検査合格後1年間、その隠れた瑕疵について補修し、又は補修に代え、損害を賠償する責任を負うものとする。

(完成期限の延長)

第6条 発注者は、次の各号の一に該当すると認められるときは、完成期限を延長することができる。

一 受注者が天災その他不可抗力による理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

二 受注者が自己の責に帰する理由により、完成期限内に契約を履行することができないとき。

2 前項各号の場合においては、受注者は発注者に対し遅滞なくその理由を付した書面により完成期限内に、その延長を求めなければならない。

3 完成期限の延長日数は、書面をもって定めるものとする。

(履行遅滞)

第7条 発注者が、前条第1項第二号の規定により、完成期限の延長を承認したときは、乙は、規定の完成期限の翌日から納入の日までの日数（検査に要した日数を除く。）に応じ、年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として発注者に支払わなければならない。

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第9条 受注者は、業務の全部または主体的部分を一括して第三者に委任し、または請負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(解除)

第10条 発注者は、次の各号の一に該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、受注者は、解除により生じた損害賠償を請求することができない。

一 受注者の責に帰する理由により、期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

二 受注者が、この契約の条項に違反したとき。

三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

四 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、受注者が受注者の責任によらない理由で契約の解除を申し出たときは、この契約を解除することができる。

3 受注者は、第1項又は前項の規定によりこの契約が解除されたときは、受注者は解除部分に対する100分の10に相当する額の賠償金を発注者に支払わなければならない。この場合において、受注者が契約保証金を納付しているときは、発注者はその契約保証金を賠償金に充当できるものとする。

(通報報告)

第11条 受注者は、暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」という)による不当要求又は工事妨害(以下、「不当介入」という)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、直ちに警察への通報を行うとともに、発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、受注者が正当な理由無くして前項に違反している事実を確認した場合、催告なしに契約を解除することができる。

(費用の負担)

第12条 補修及び検査に要する費用(不合格品の引き取りに要する費用を含む。)は、全て受注者の負担とする。

(その他)

第13条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、発注者と受注者が協議して定めるものとする。